

戸田市鍛冶谷町会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、鍛冶谷町区域内に居住する者を以って組織し、鍛冶谷町会と称し、事務所を町会集会所に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は鍛冶谷町住民相互の協力を依り親睦をはかり、福祉の増進、生活文化の向上併て戸田市政に協力する。

第3章 役員（役職・員数・職務・選出方法）

第3条 本会の会務を遂行処理する為、次の役員を置く。

会長1名 副会長若干名 理事14名 会計2名 監査2名

班長各班1名 顧問若干名 相談役若干名 書記2名 会館長1名

- (1) 本会に顧問及び相談役を置く事が出来る。但し顧問及び相談役は会に功労のあった者か又は学識経験者として会長の諮問に應ずる。
- (2) 会長は総会にて選出し、会を代表し会務を掌握する。
- (3) 副会長は理事会にて選出し、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- (4) 理事は各ブロック毎に推薦する。理事はブロック内の班の連絡及び町内行事の審議を行なう。
- (5) 会計は理事会にて選出、会の経理一切を担当する。
- (6) 監査は理事会選出、会の経理を監査する。
- (7) 班長は当該班内にて互選し、班を代表し決定した案件を承認し併て会の業務に協力し連絡を班内の会員に伝達する。
- (8) 役員を選出及び案件の決定は総て出席者の過半数以上の賛成を得て決定する。
- (9) 役員任期は2ヶ年とし、総会時に於て選出する。
(但し再任も差支なし)

第4章 会 議

第4条 本会の会議は定例総会、臨時総会、理事会、班長会とする。

- (1) 総会は毎年4月中に行い、事業報告、事業計画、会計報告及び会計予算等の報告を行い、会員の承認を得る。当会の議長は理事会にて指名する。

第5章 会 計

第5条 本会の経費は会費及び寄附金、市助成金、その他の収入を以って当る。本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月末日を以って終る。

附則

- (1) 市からの助成金は総て町会費に繰入れて、役員に対する報酬は1ヶ年次の通りとする。
- | | | | |
|------|----------|---------|-----------|
| ・町会長 | 金50,000円 | ・会計 | 金20,000円 |
| ・副会長 | 金5,000円 | ・会館長 | 金10,000円 |
| ・理事 | 金3,000円 | ・衛生自治会長 | 金5,000円 |
| ・班長 | 金2,000円 | ・行政連絡員 | 金200,000円 |
- (2) 会員の死亡に際しては、金5千円とする。
- (3) 役員会の会議開始時間は、午後7時30分とする。但し、緊急の場合はこれに限らない。
- (4) 規定外の件が生じた場合は理事会にて決定、重大なる件に就いては総会及び臨時総会にて決定する。
- (5) 本会の会則改廃に就いては総会にて議決する。
- (6) 町会費は月額150円とする。但し、特別会費を徴収する場合もある。
- (7) 本会会則及び附則は平成26年3月8日より施行する。

以上